

第1章 総 則

第1条（約款の適用）

1. 当社は、この約款の定めるところにより、インターネット、電話又は店頭での相対により貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。この約款は、当社と借受人との間のレンタカーの貸渡し及び借受けに関する内容及び条件を定めるものであり、両者のレンタカーの貸渡し及び借受けに関する全ての法律関係に適用されます。借受人は、第8条第3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者にこの約款の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第41条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約に応じた場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予 約

第2条（予約の申込み）

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の要否、その他の借受条件（以下、総称して「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

1. 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
3. 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。
4. 事故、盗難、不返還、リコール、他の借受人によるレンタカーの返却遅延、天災その他の借受人又は当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。

第5条（代替レンタカー）

1. 当社は、借受人から予約のあった車両のクラスのレンタカーを貸渡すことができないときは、予約と異なる車両のクラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車両のクラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より安くなるときは、当該代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4. 前項の場合において、予約のあった車種クラスのレンタカーの貸渡しをすることができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール、他の借受人によるレンタカーの返却遅延、天災その他当社の責に帰さない事由によるときには第4条第4項の予約の取消しに準じて取り扱うものとします。

第6条（免責）

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第7条（予約業務の代行）

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下、総称して「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。
2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができ

るものとします。

第3章 貸 渡

第8条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸渡することができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の程類及び運転免許証（注2）の番号を記載又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、又はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。
（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2(10)及び(11)のことをいいます。
（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の提示を求めます。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
（ア）貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
（イ）酒気を帯びていると認められるとき。
（ウ）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
（エ）チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
（オ）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者であると認められるとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
（ア）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
（イ）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金、その他の当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
（ウ）過去の貸渡しにおいて、第18条各号に掲げる行為があったとき。
（エ）過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった車実があったとき。
（オ）当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
（カ）風説を流布、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損、又は業務を妨害したとき。
（キ）別に明示する条件を満たしていないとき。
（ク）その他、当社が不適当と認めたとき。
（ケ）借受人が第8条第3項に定める当社の求めに応じないとき。
3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱うものとします。

第10条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。
2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1)基本料金
- (2)特別装備料
- (3)燃料代
- (4)その他の料金

2. 基本料金は、レンタカーの貸渡時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵阜陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第 14 条第 1 項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 第 2 条による予約が完了した後に当社が貸渡料金を改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金とを比較して低い方の貸渡料金を支払うものとします。

第 12 条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件（借受期間の延長を含みますが、これに限りません。）を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 13 条（点検整備及び確認）

1. 当社は、道路運送車両法第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
2. 当社は、道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
3. 借受人又は運転者は、前 2 項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。
5. チャイルドシートは借受人がその責任において適正に装着するものとします。当社が装着の手伝いをするがあっても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとします。

第 14 条（貸渡証の交付、携帯等）

1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第 15 条（代理貸渡し）

1. 当社は、借受人の希望通りの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡することができない場合（申込みを受けた営業所にレンタカーが配車されていない場合を含む。）においては、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について借受人に確認し、その了承を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸渡することができるものとします（以下「代理貸渡し」といいます）。
 - （ア）事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも借受人又は運転者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。
 - （イ）貸渡証は第 3 項に定めるところによる特別な様式のものであること。
 - （ウ）当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。
2. 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。
3. 代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。
4. 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第 4 章 使 用

第 16 条（管理責任）

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理

者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第 17 条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第 18 条（禁止行為）

借受人及び運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- （ア）当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- （イ）レンタカーを所定の用途以外に使用し、又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
- （ウ）レンタカーを転貸し、又は他人の担保用に供する等、当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- （エ）レンタカーの自動車登録番号票若しくは車両番号票を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- （オ）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- （カ）法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- （キ）当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- （ク）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- （ケ）当社の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているオーディオ、カーナビ及びその他装備品を取り外し、車外に持ち出すこと。また車載工具、装着タイヤ、スペアタイヤ等を当該レンタカー以外に用いること。
- （コ）当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。また承諾を受けた場合でも、車内でペットをケージから出すこと。
- （サ）その他第 8 条第 1 項の借受条件に違反する行為をすること。

第 19 条（運転者の労務提供の拒否）

当社は、このレンタカーの貸渡しに付随して運転者の労務提供（運転者の紹介及び斡旋を含む）を一切いたしません。

第 20 条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車した地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実について警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合、借受人若しくは運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人、運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用（以下「探索費用」といいます。）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」といいます。）を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。
 - （ア）放置違反金相当額
 - （イ）当社が別に定める駐車違反違約金（上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」といいます。）

(ウ) 探索費用及び車両管理費用

6. 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を社団法人全国レンタカー協会借報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとる場合があります。
7. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場所において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から当社が別に定める額の駐車違反金を申し受けることができるものとします。
8. 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項（ウ）に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。
9. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても同様とします。
10. 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返 還

第21条（返還責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社が別途定める超過料金を支払うほか、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責任を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第22条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責任を負わないものとします。

第23条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第24条（返還場所等）

1. 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

第25条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還諸求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとる場合があります。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等

の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は借受期間満了時から当社がレンタカー及び備品を回収するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を当社に支払うとともに、第30条の定めにより当社に与えた損害（レンタカーの探索及び回収並びに借受人又は運転者の探索に要した費用を含みます。）について賠償する責任を負うものとします。

第6章 故障・事故、盗難時の措置

第26条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第27条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小、過失の有無にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
(ア) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
(イ) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
(ウ) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
(エ) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理、及び解決をするものとします。
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第28条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、及びその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

1. 直ちに最寄りの警察に通報すること。
2. 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
3. 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

第29条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責に帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について、当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第30条（賠償及び営業補償）

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカー車体、内外装備品の破損や、汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表に定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。
3. 前項のレンタカー車両本体、内外装備品の破損についての対象は、車体への擦り傷・へこみ傷・タイヤのパンク及び破損、ホイールキャップの損失破損・ガラスへの飛び石・シートへのタバコの焦がし跡・車内を著しく汚した場合・当て逃げ事故、オプ

ション備品等の盗難・損壊・ライト等のつけ放しによるバッテリートラブル費用・キーの紛失等を対象とし、その他の事例についてはこれらを基準として判断を行うものとします。

第 31 条（保険及び補償）

1. 借受人又は運転者が第 30 条第 1 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - （ア）対人補償 1 名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
 - （イ）人身補償 1 名につき最大 3,000 万円まで
 - （ウ）対物補償 1 事故につき無制限（免責金額 5 万円）
 - （エ）車両補償 1 事故につき時価額まで（免責金額 5 万円）
 - （オ）車両搬送・応急対応費用補償 1 事故又は故障につき 15 万円まで（当社および保険会社が承諾する場合は無制限）
2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3. 貸渡約款に違反した場合には第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
4. 保険金又は補償金が支払われない損害、及び第 1 項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。
5. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
6. 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。
7. 第 1 項（ウ）又は（エ）に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。

第 8 章 貸渡契約の解除

第 32 条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第 9 条第 1 項各号・第 2 項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第 33 条（中途解約）

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料＝（（貸渡契約期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金））× 50%

第 9 章 個人情報

第 34 条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - （ア）道路運送法第 80 条第 1 項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - （イ）借受人又は運転者に、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
 - （ウ）借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
 - （エ）レンタカー、中古車、その他の当社及び本部において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、デジタル広告等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
 - （オ）個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成し、商品等に関する市場調査、商品等の企画・開発をするため。
 - （カ）前号で作成したデータをレンタカー、中古車、その他の当社及び本部において取り扱う商品及びサービス等の販促活動に用いるため。
 - （キ）当社及び本部の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
 - （ク）当社及び本部の経営分析のための資料作成等を行うため。
 - （ケ）レンタカーシステムの提案・運用・管理等それらに付随する業務を行うため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
3. 当社及び本部は次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。
 - (ア) 借受人の同意を得ている場合。
 - (イ) 法令に基づく場合。
 - (ウ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、借受人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (エ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、借受人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (オ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、借受人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第10章 雑 則

第35条（個人情報の登録及び利用の同意）

1. 借受人又は運転者は、当社及び本部が第34条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
2. 借受人又は運転者は、利用車種、用途、借受開始日時等の、レンタカーの借受に関する情報及び借受人又は運転者の氏名、住所等の個人情報を以下の提供先へ提供することに同意するものとします。

（提供先及びその利用目的）

当社及び本部が借受人又は運転者に、商品、サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと、並びに商品の企画、開発あるいは顧客満足度向上策等の参考にする目的で、アンケート調査を実施すること。
3. 借受人又は運転者は、自己に関する個人情報の開示及び開示された自己に関する個人情報の訂正又は削除の請求ができるものとし、当社及び本部が保有する個人情報が、万が一不正確又は誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
4. 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
 - (ア) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
 - (イ) 当社に対して第20条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
 - (ウ) 第25条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第36条(GPS機能)

借受人及び運転者は、レンタカー車両に全地球測位システム（以下「GPS機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムに車両の現在位置・通行経路が記録されること、並びに、当社及び本部が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することに、異議なく承認します。なお、当社及び本部は、借受人及び運転者に対しても、以下各号に該当すると当社又は本部が判断した場合のみ、当該記録を開示します。

1. 貸渡契約の終了時に、レンタカー車両が所定の営業所に返還されたことを確認する場合。

第25条第1項に該当する場合、その他当社及び本部のサービスの管理のため、レンタカー車両現在位置、通行経路等をGPS機能を利用することにより当社及び本部が認識する必要があると、当社及び本部が判断した場合。
2. 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。
3. その他、第34条に定める利用目的に該当する場合。

第37条（ドライブレコーダー）

借受人及び運転者は、レンタカー車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、録画・録音等により運転状況が記録されること、並びに、当社及び本部が当該記録を以下の各号に定める場合に利用することに、異議なく承諾します。なお、当社及び本部は、借受人及び運転者に対しても、以下各号に該当すると当社又は本部が判断した場合のみ、当該記録を開示します。

1. 第25条第1項に該当する場合、その他当社及び本部のサービスの管理のため、借受人及び運転者の運転状況を当社及び本部が認識する必要があると当社又は本部が判断した場合。
2. 借受人及び運転者に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。

3. レンタカー車両に関する事故・トラブルなどを解決するために必要があると当社又は本部が判断した場合。
4. その他、第 34 条に定める利用目的に該当する場合。

第 38 条（相殺）

当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 39 条（消費税）

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第 40 条（遅延損害金）

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 41 条（約款及び細則）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
2. 当社は、約款及び細則を改訂し、又は別に細則を定めたときは、その効力発生時期も含めて、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表、当社が指定する web ページ等にこれを記載するものとします。
3. 当社が約款及び細則を変更した場合も前 2 項と同様とします。

第 42 条（準拠法）

この約款及びこれに関連する契約、並びに貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第 43 条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。